

市の花木の制定に向けてアンケートにご協力を

市制100周年記念事業

市は、市制100周年を記念して、新たな緑化のシンボルとして「市の花木」を制定する予定です。6候補の美しい花の咲く木の中から、皆さんのお気に入りをお知らせください。

- ◆応募方法 / 4月16日～5月31日に、市役所1階ロビー、各地域事務所、各サービスセンターなどに設置のアンケート用紙に必要事項を記入し、備え付けの回収箱へ（市HPからも回答可）
◆候補の花木 / ハナミズキ、ツバキ、モクレン、アジサイ、ハナモモ、キンモクセイ
◆備考 / 市の花木は、10月6日に公表予定
◆問合せ / 都市施設課（☎47-8409）へ

一まちづくりにあなたの声をー 市民委員を募集!

市は、開かれた行政を推進するため、審議会の市民委員を次のとおり募集します。応募できるのは、国・地方自治体の議員および常勤の公務員以外の、市内在住・在勤・在学の人です。応募書は、各課で配布または市HPからダウンロードすることもできます。



各文化施設運営委員会（歴史民俗資料館、郷土館、輪中館、金生山化石館）

- 対象 / 6月1日現在で20歳以上の人
■活動内容 / 平日昼間に年1回程度、各文化施設の運営方針（展示内容や方法）などを審議
■任期 / 6月1日～（2年間）
■募集人数 / 各施設1人

効までに、応募書と各文化施設に関する意見・提案を（様式自由）を添えて、文化振興課（〒503-0888 丸の内2-55、FAX81-0715、e-mail:bunkasinkouka@city.ogaki.lg.jp）へ

大規模小売店舗の出店に伴う地域環境保全のための検討委員会

- 対象 / 5月11日現在で20歳以上の人
■活動内容 / 平日昼間に、大規模小売店舗立地法に基づく届け出などを審議
■任期 / 6月1日～（2年間）
■募集人数 / 2人以内

■問合せ / 同課（☎47-8067）へ
でに、応募書と「大型店とまちづくり」に関する意見・提案（800字程度）を商工観光課（〒503-8601 丸の内2-29、e-mail:syoukoukan kouka@city.ogaki.lg.jp）へ

人権のまちづくり懇話会

- 対象 / 7月1日現在で18歳以上の人
■活動内容 / 平日昼間に年2回程度、人権尊重のまちづくりの実現についての会議
■任期 / 7月1日～（2年間）
■募集人数 / 2人程度

■問合せ / 同課（☎47-8596）へ
とりが人権感覚を高め、お互いを認め合う人権尊重のまちづくり」についての意見・提案（800字程度）を、人権擁護推進室（〒503-8601 丸の内2-29、FAX81-5500、e-mail:jinken@city.ogaki.lg.jp）へ

多文化共生推進会議

- 対象 / 4月1日現在で20歳以上の人 ※外国人市民応募可
■活動内容 / 平日昼間に年1回程度、多文化共生推進指針の進捗などを審議
■任期 / 委嘱日～（2年間）
■募集人数 / 2人

■問合せ / 同室（☎47-8576）へ
共生のまちづくり」に関する意見・提案（様式自由）を添えて、まちづくり推進課（〒503-8601 丸の内2-29、e-mail:machizukuri@city.ogaki.lg.jp）へ



市制100周年記念事業 おおがきっずスポーツフェスタ チャレンジ標語を募集

- 大垣市体育連盟は、市制100周年記念事業「おおがきっずスポーツフェスタ」の開催にあわせ、スポーツをテーマにした標語を募集します。
▷対象 / 市内の小学1～4年生
▷応募テーマ / スポーツとわたし（スポーツに関することなら自由）
▷応募方法 / 学校を通じて配布したチラシ（応募用紙）に標語と必要事項を記入し、5月18日までに小学校へ提出
▷備考 / 入選作品は、7月30日に開催されるおおがきっずスポーツフェスタで表彰
▷問合せ / 同連盟（総合体育館内、☎78-1122）へ

海外研修派遣団員を募集

大垣国際交流協会は、フレンドリーシティのドイツ・シュツットガルト市、オーストラリア・グレンアイラ市への海外研修派遣団員を募集します。

- ①ドイツ・シュツットガルト市
\*対象 / 市内在住の中学生
\*派遣期間 / 7月21日（土）～28日（土）〈8日間〉
\*募集人員 / 8人（選考）
\*参加料 / 約16万円
②オーストラリア・グレンアイラ市
\*対象 / 市内在住の小学6年生および中学生
\*派遣期間 / 8月15日（水）～22日（水）〈8日間〉
\*募集人員 / 9人（選考）
\*参加料 / 約17万円



応募は、いずれも4月15日～5月9日に、申込書（同協会HPからダウンロード可）に必要事項を記入し、同協会（スイトピアセンター学習館2階）へ提出してください。参加料のほかに、パスポート取得費用、海外旅行傷害保険料などの諸経費が必要となります。このほか、燃油価格の変動により、参加料を変更する場合があります。詳しくは、同協会事務局（☎82-2311）へ。

浄化槽の設置に補助 - 着工の前に申請を -

市は、水質汚濁防止のため、次の要件を満たす浄化槽の設置に対して補助金を交付しています。ただし、工事の着工前に申請が必要ですので、ご注意ください。詳しくは、環境衛生課（☎47-8574）へ。

- ◆対象浄化槽 / 50人槽以下の浄化槽で、所定の機能および保証制度の登録を受けているもの
◆対象地区 / 大垣・墨俣地域は下水道事業計画区域外の地区、上石津地域は下水道供用開始区域外の地区
◆対象建物 / 設置後の維持管理責任が明確な住宅・店舗・事務所など ※建売住宅は除く

Table with 2 columns: 設置人槽 (Number of people in tank) and 補助限度額 (Subsidy limit). Rows include 5人槽 (33万2,000円), 6～7人槽 (41万4,000円), 8～10人槽 (54万8,000円), 11～20人槽 (93万9,000円), 21～30人槽 (147万2,000円), 31～50人槽 (203万7,000円).

- ◆補助限度額 / 左表のとおり ※現在、単独浄化槽を使用しており、同一敷地内に浄化槽を入れ替える場合は、撤去費分（上限9万円）を限度額に加算可（建替を除く）

取り壊し時の注意事項

- ①浄化槽やし尿汲み取り便槽を取り壊す前に、以下の市の許可業者に依頼し、必ず最終清掃を行ってください
【大垣地域】大垣メンテナンス(株)（☎78-9086）
【上石津地域】<牧田・一之瀬地区>養清興業(株)（☎32-0586）<多良・時地区>中央清掃(株)垂井営業所（☎22-0852）
【墨俣地域】中央清掃(株)墨俣営業所（☎62-5266）
②取り壊しを行う業者には、①の最終清掃の日程を連絡するなどし、作業を進めてください
③取り壊しが完了するまでは、定期的に維持管理（法定検査、保守点検、清掃）を行ってください